

評議員及び役員の報酬等基準

社会福祉法人 白山会

評議員の報酬等基準

定款第8条第1項及び第2項について基準を定める。

記

1. 評議員の報酬日額 : 10,000円
2. 評議員の日当等
 - ・旅費 : 実費とし旅費規程による。
 - ・宿泊費 : 実費とし、一日20,000円を上限とする。
 - ・日当 : 10,000円

以上

役員（理事及び監事）の報酬等基準

定款第22条第1項及び第2項について基準を定める。

記

1. 理事等の報酬
 - ・報酬 : 理事（常勤者） 月額600,000円
 - 理事（非常勤者）日額 10,000円
 - 監事（非常勤者）日額 10,000円
2. 役員の日当等
 - ・旅費 : 実費とし旅費規程による。
 - ・宿泊費 : 実費とし、一日 20,000円を上限とする。
 - ・日当 : 理事（常勤者） 10,000円
 - 理事（非常勤者） 10,000円
 - 監事（非常勤者） 10,000円

以上